

第1章 都市計画マスタープランの概要

1.1 策定の目的

1.2 改定の趣旨と基本的な考え方

1.3 計画期間と対象区域

1.4 構成



1.1 策定の目的

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにするものです。具体的には、土地利用及びこれと一体的な交通体系の整備、また、公園や下水道などの施設整備の方針などについて、取組の方向性を総合的に示した都市計画の方針です。

呉市では、平成11年に呉市都市計画マスタープランを策定しています。その後、市町村合併前の川尻町、安浦町、音戸町で策定した各々の都市計画マスタープランを含めて統合し、市全域を対象とした一つの都市計画マスタープランを平成29年3月に策定しています。

(2) 役割と位置付け

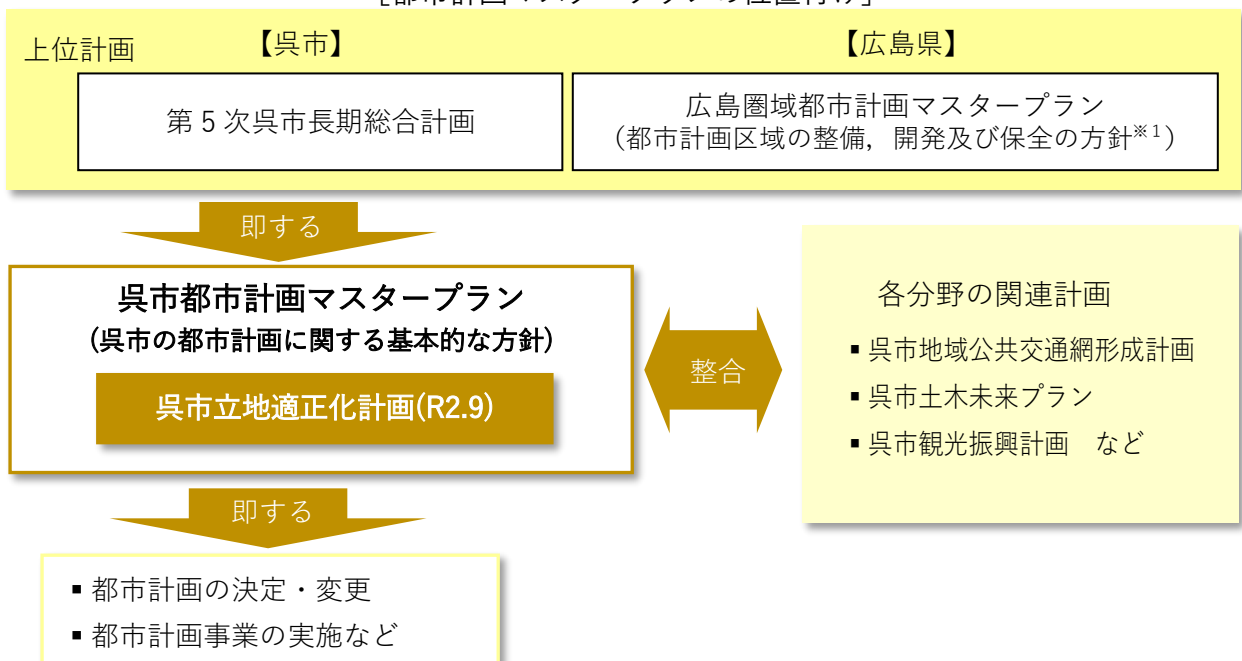
都市計画マスタープランは、次のような役割を担っています。

- ① 市民や事業者と行政が共有する都市づくりのビジョンであり、目指す都市の将来像とその実現に向けた取組の方針を示します。
- ② 個別の都市計画の相互調整を図るとともに、都市計画の決定・変更の指針となります。

都市計画マスタープランは、第5次呉市長期総合計画や広島県が策定する広島圏域都市計画マスタープランに即して策定します。

また、呉市が策定する関連計画を始めとして、県などが策定する計画とも整合を図っています。

[都市計画マスタープランの位置付け]



※1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：都市計画区域マスタープラン。都市計画法第6条の2に規定に基づき、広島県が広域的な見地から、都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の決定方針等を定めるもの。広島県では複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定しており、呉市の三つの都市計画区域は広島圏域都市計画マスタープランに含まれる。

1.2 改定の趣旨と基本的な考え方

(1) 改定の趣旨

都市計画マスタープランの上位計画である、第5次呉市長期総合計画及び広島圏域都市計画マスタープランが令和3年3月に策定されており、これらの上位計画に即した都市計画マスタープランとして改定を行います。

第5次呉市長期総合計画(令和3年3月)

<呉市の将来都市像>

誰もが住み続けたい, 行ってみたい, 人を惹きつけるまち「くれ」
～イキイキと働き, 豊かに安心して暮らし, ワクワク生きる～

<私たちが描く未来の呉市>

- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ※1 「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGs※2を通して豊かな未来を創る「くれ」

<目指すべき姿 - 都市基盤分野 ->

誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち

<土地利用の方針>

「コンパクト+ネットワーク」の都市構造を構築し, 地域がつながり, にぎわい, 住み続けられる, コンパクトで持続可能なまちを目指していきます。

広島圏域都市計画マスタープラン(令和3年3月)

<広島県における都市の目指すべき5つの将来像>

- 1 コンパクト+ネットワーク型の都市
- 2 活力を生み出す都市
- 3 魅力あふれる都市
- 4 安全・安心に暮らせる都市
- 5 住民主体のまちづくりが進む都市

<圏域の目指すべき将来像>

中四国地方の発展を牽引する“中枢圏域ひろしま”

<呉市の都市計画区域に関する位置付け>

広島圏都市計画区域※3：広域拠点都市
(中枢拠点の都市機能を分担する地域)
川尻安浦及び音戸都市計画区域：地域拠点都市
(広域拠点都市補完と一定の独立性を有する地域)

拠点	中枢拠点 中核拠点 (核)	
	広域拠点	
地域拠点	都市計画区域	
	都市計画区域外	

構成都市	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町, 大塚上島町
広島圏域	

※1 スマートシティ：都市や地域が抱える様々な課題に対して、AI やIoT などの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市

※2 SDGs：エス・ディー・ジーズ。Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す2030年までの国際目標

※3 広島圏都市計画区域：呉市を含む大竹市, 廿日市市, 広島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町の4市4町で構成された都市計画区域

(2) 基本的な考え方

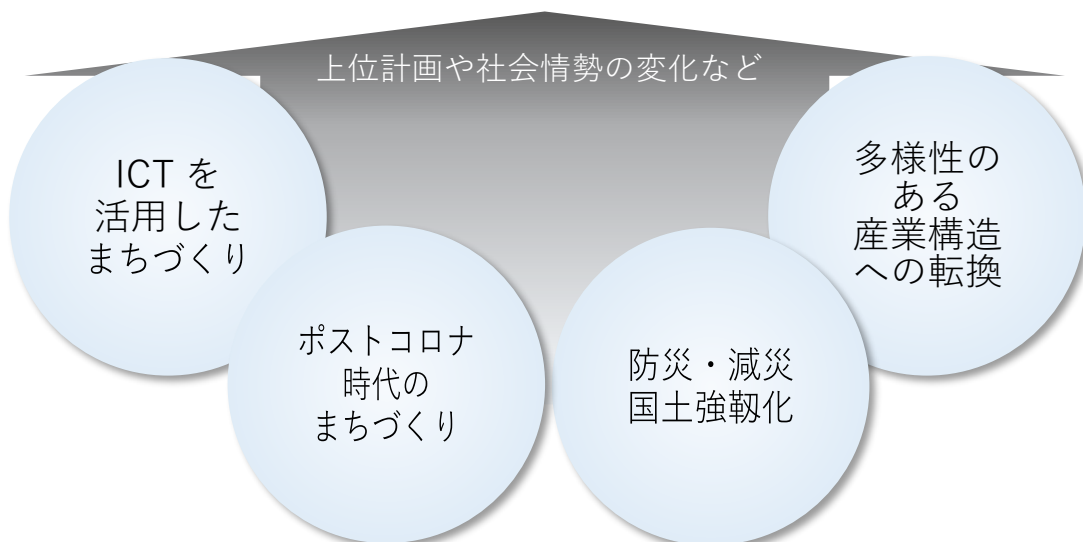
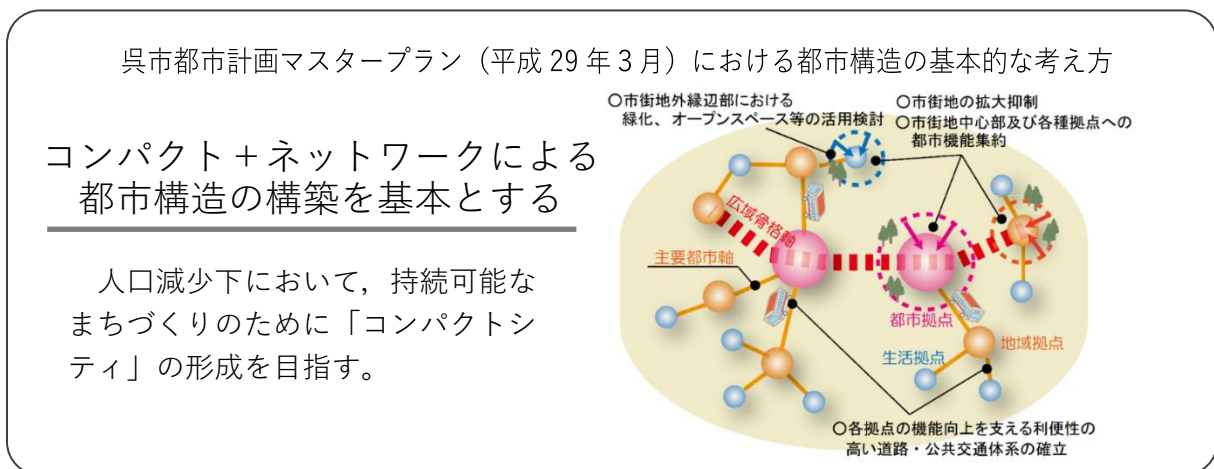
現行（平成29年3月策定）の都市計画マスタープランの基本的な考え方を引き継ぎ、人口減少下における持続可能なまちづくりに向け「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の構築を目指すことを基本とします。

近年、社会においては、AIやIoTなどのICTが急速に進展し、これらの新技術を地域の課題解決に活用するまちづくりへの期待が大きく寄せられています。また、新型コロナウイルス危機において、働き方・暮らし方に対する人々の意識や価値観に変化・多様化が生じており、これらに対応したポストコロナ時代のまちづくりが求められています。

加えて、呉市では、平成30年7月豪雨災害において甚大な被害を生じたように、頻発・激甚化する気象災害や気候変動に対応するために、防災・減災、国土強靱化の対応がより一層求められているとともに、企業事業所の設備休止などの影響を踏まえ、重厚長大な産業だけに頼らない多様性のある産業構造への転換が求められています。

このような社会情勢の変化に対応した都市づくりを推進していくために、新たな考えを盛り込んだ都市計画マスタープランとして改定を行います。

[改定都市計画マスタープランのイメージ]



1.3 計画期間と対象区域

(1) 計画の目標年次

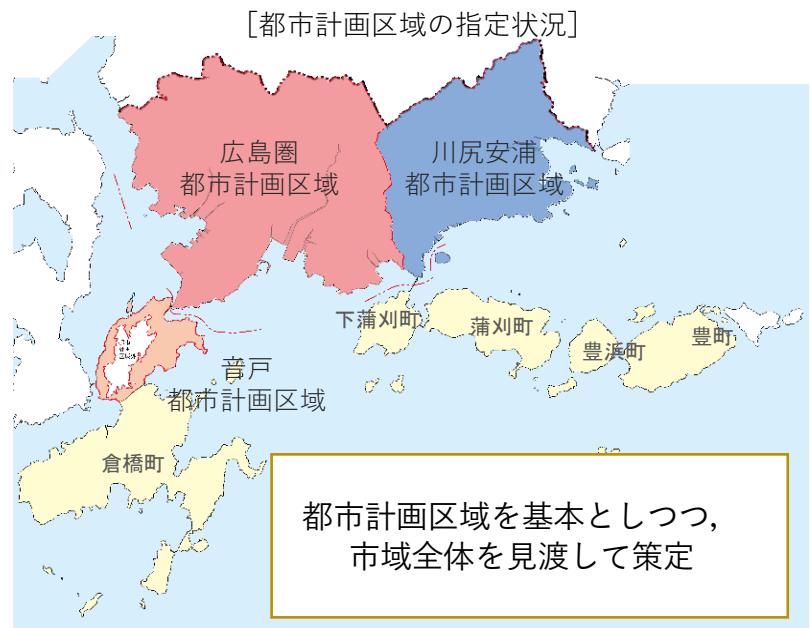
おおむね20年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後10年間で取り組む都市づくりの方針を定めます。

なお、計画期間中において社会情勢に大きな変化が生じるなどの場合には、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画対象区域

呉市においては、広島圏都市計画区域、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域という三つの都市計画区域が指定されています。

計画の対象区域は都市計画区域を基本としますが、都市計画区域外にあっても、一体的・総合的な都市づくりに資する内容について記載します。



1.4 構成

本都市計画マスタープランの構成は次のとおりです。

第1章 都市計画マスタープランの概要 1.1 策定の目的 1.2 改定の趣旨と基本的な考え方 1.3 計画期間と対象区域 1.4 構成	第4章 地域別構想 4.1 地域別構想の役割 4.2 地域別の都市づくりの方針
第2章 呉市を取り巻く状況 2.1 呉市の魅力と強み 2.2 呉市の都市づくりを取り巻く状況 2.3 都市づくりに対するニーズ 2.4 現行計画の振返り	第5章 都市づくりの推進方策 5.1 都市の将来像の実現に向けた都市づくりの展開 5.2 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し
第3章 全体構想 3.1 都市づくりの主要課題 3.2 都市づくりの基本理念、都市の将来像及び都市計画の目標 3.3 将来都市構造 3.4 分野別の都市づくりの方針	

